

株式会社 北日本リゾート（夏油高原スキー場）

安全報告書

令和元年度版



輸送の安全に係わる情報（鉄道事業法第19条4）

平成18年10月1日より鉄道事業法の一部改正された安全管理規程第2条第3項により、安全の取り組みの実績その他安全に関する情報について安全報告として公表いたします。

利用者みなさまへ

本年度もたくさんのお客様に弊社の索道施設をご利用し、楽しんでいただきましたことに深く感謝を申し上げます。

弊社は平成5年12月の開業以来、索道事業の安全運行、施設の安全確保については法令を遵守して点検整備の強化実施に常に最大限の努力をし、全社員一丸となって取り組み、今日まで無事故で営業を続けてまいりました。

東日本大震災を受けての教訓としては地震発生時の対応マニュアルの見直しと強化を図り、お客様の安全輸送に万全を期して対応すべく全社員に指導を徹底してきました。

本報告書は、鉄道事業法に基づき弊社の2018-2019シーズンにおける輸送の安全確保のための取り組みについてご利用頂いておりますお客様をはじめ関係各位に広く理解をしていただくために公表するものです。

今後も安全な輸送を第一とし、ご来場されたお客様が楽しく過ごしていただけるために更なる努力と研鑽を重ねてまいりますので皆様の積極的なご意見ご感想をお寄せいただければ幸いです。

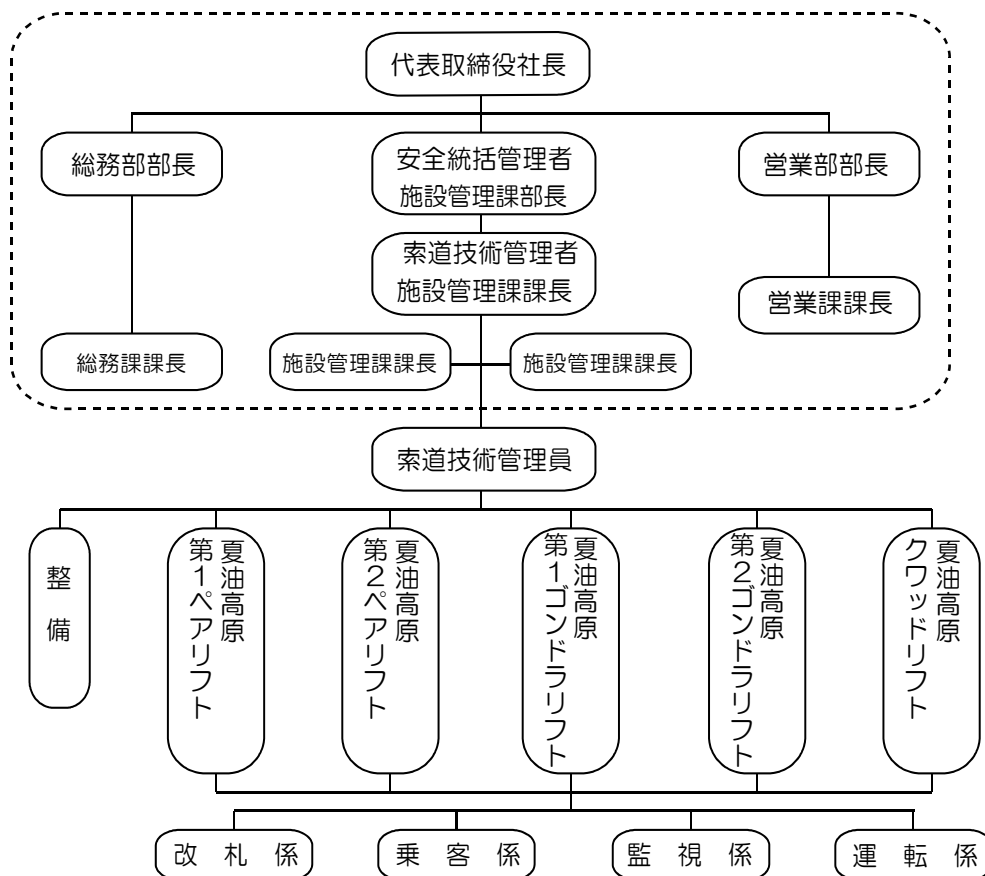
令和元年11月 1日
株式会社 北日本リゾート
代表取締役 菅原三多英

●輸送の安全を確保するための基本的な方針

1. 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び社員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定めています。
2. 社員等の安全に係わる基本理念、方針は、次のとおりです。
 - (1) 一致協力して輸送の安全確保に努めます。
 - (2) 輸送の安全に関する法令及び関連する規定をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
 - (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
 - (4) 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱をします。
 - (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置を行います。
 - (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保いたします。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組みます。

●輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

1. 輸送の安全の確保に関する組織体制
 - (1) 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
 - (2) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理体制を整備するとともに索道事業の実施および管理の方法を定める。
 - (3) 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施および管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
 - (4) 社長及び役員は、輸送の安全を確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
 - (5) 社長及び役員は、事故、事故のおそれのある事態、天災その他輸送の安全確保に支障の及ぼす事態（以下「事故・災害」という）の規模や内容等に応じ、対応方法その他必要な事項を定め社員等に周知・徹底します。
2. 安全統括管理者は、次の各事項について適切に対応実施いたします。
 - (1) 情報の伝達及び共有に関する事項。
 - (2) 事故などの防止対策の検討及び実施に関する事項。
 - (3) 事業の実施及び管理の状況の確認に関する事項。
 - (4) 安全管理規程の周知に関する事項。
 - (5) 事業の実施及び管理の改善に関する事項。
3. 安全確保に関する組織体制
当社の索道事業における安全確保に関する体制は下図のとおりで、各々の役割及び権限は、次に上げるとおりです。



- (1) 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務統括をする。
- (2) 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮下、索道運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務の管理。
- (3) 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮下、索道運行の管理、索道施設の保守管理、その他技術上の事項に関する業務の管理。

●輸送の安全を確保するための取り組み

1. 全体会議及び保安監査の実施

シーズン前に全体会議を開催し、安全管理への取組みとその対応に関する問題点を提起して共有化を行い、安全への意識を向上させることで、安全管理を徹底することを確認しています。

また、内部監査を実施して別の視点から安全管理体制の適合性、有効性、整備細則で定める点検、検査、整備の実施状況、書類の記帳、保存状況の各実態チェックを受けて、事故発生の未然防止対策に取り組んでいます。

2. 緊急時対応訓練

万一の索道事故や災害を想定した救助訓練を地元消防署の協力を得て実施しています。

また、予備原動機の操作訓練、従業員対象の安全に対する社内研修を実施して万全の体制を整えています。



救助訓練

3. 救助講習（AED含む）

消防署より講師を依頼してAEDの使用方法、蘇生術等の救命訓練を実施し、輸送やスキー場利用のお客様の安全のため、日本スキー連盟及び日本赤十字社で行う救助法の受講を終了したパトロール隊員や社員を各所に配置し万全を期しています。

4. 輸送の安全・安心を提供する取り組みについて

（1）社員教育を実施

ご来場されるお客様が安心して当施設を利用していただけるよう社員教育研修を行っております。

- ・ シーズンイン前に業務に必要なマナー、知識、技能等の教育訓練を実施しました。
- ・ 運輸局・索道協会の研修会に積極的に参加して技術を習得し、安全についての理解を深めました。



従業員教育



救助用具の説明

（2）営業運行前に始業点検・試運転を実施してお客様の安全が確保できることを確認してから営業運行に入りました。

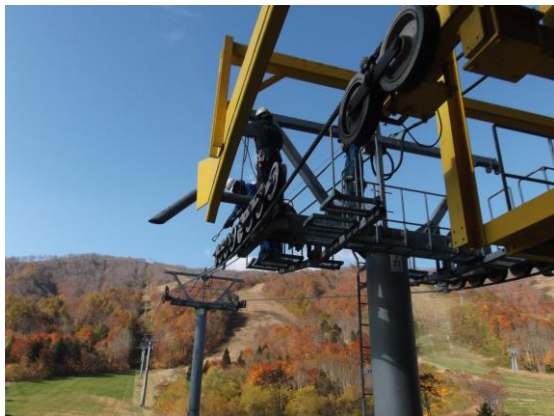
（3）乗り場・降り場では、お客様が安全に乗降出来るようにサポートいたしました。

（4）天候・風の情報は常に最新の気象変化を確認して伝達し、安全な運行に努めました。

（5）運輸局・索道協会からの事故情報は全従業員に回覧し各所に掲示して共有化し、安全意識の向上に努めました。

●ゴンドラ・リフトの整備の実施

主に握索機装置関係・制動機関係・支柱索受装置関係・油圧装置関係の部品交換及び整備を実施しました。



索受装置の整備

●検査について

索道運行開始前点検を実施し、運行に支障がない事を確認後、運行を行っています。また、定期検査（1月、12月）を関係法令及び「整備細則」に基づいて実施しています。

●索道事故及びインシデントについて

平成30年度の索道運転事故・インシデント等の発生状況のまとめ（平成30年12月～令和元年5月）

- | | |
|----------------|--|
| 1. 索道運転事故の発生状況 | 普通索道：索道運転事故等の発生はありませんでした。
特殊索道：索道運転事故等の発生はありませんでした。 |
| 2. インシデントの発生状況 | 普通索道：インシデントの発生はありませんでした。
特殊索道：インシデントの発生はありませんでした。 |

2018-2019シーズンは事故もなく無事に営業を終了することが出来ました。
ご利用いただいた多くのお客様に心より感謝を申し上げ、来シーズンも更に安全管理と設備の整備点検に努め、より一層安全なスキー場環境を提供したいと考えております。
今後とも夏油高原スキー場をよろしくお願い申し上げます安全報告と致します。
安全報告書へのご感想、当社が行ってきた安全確保にたいしての取り組みに皆様のご意見をお寄せいただければ幸いです。

〒024-0322

岩手県北上市和賀町岩崎新田国有林内
株式会社 北日本リゾート 施設管理課

TEL 0197-65-9006

FAX 0197-65-9002